

電子公文書等の移管・保存・利用システムについて

国立公文書館業務課電子情報第二係長

風間 吉之 かざま・よしゆき

はじめに

「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）の施行（平成23年4月1日）に伴い、国立公文書館では、各府省等からの電子公文書等を受入れ、保存し、利用に供するため、「電子公文書等の移管・保存・利用システム」（以下「電子公文書等システム」という。）を構築し、平成23年4月より運用を開始している。本稿では、電子公文書等システムを紹介するに当たり、まず、電子公文書等の移管・保存・利用に係る取組の方針について触れ、次に本システムが有する受入、保存、利用機能を紹介し、最後に、本システムが電子公文書等をどのように受入れ、保存し、利用に供するかについて述べる。

1. 電子公文書等の移管・保存・利用

電子公文書等の移管・保存・利用については、「電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針」（平成22年3月26日内閣府大臣官房

公文書管理課）により、「移管等の開始時期」及び「移管等の方法」に係る方針が示されている。「移管等の開始時期」では、平成23年度から電子公文書等の各府省等からの受入れを開始するとされており、「移管等の方法」では、移管、保存、利用に係る各作業工程における基本的な考え方が示されている。

移管については、移管後の受入れの際に、検閲を実施することとされており、保存については、原則として、将来的な見読性確保を目的とした「長期保存フォーマット」（表1）に変換することとされている。さらに、利用については、デジタルアーカイブを通じて一般の利用に供するほか、移管元機関等職員が霞が関WANを通じて利用できることとされている。

国立公文書館では、この方針に応じて、平成21年度に電子公文書等システムの要件定義書（システムの調達仕様書）を作成し、平成22年度に電子公文書等システムの構築作業を実施した。本システムは、平成23年4月より運用を開始し、電子公

表1 ファイル・フォーマット類型別「長期保存フォーマット」一覧¹

ファイル・フォーマット類型	「長期保存フォーマット」
文書作成フォーマット	PDF/A-1 (ISO19005-1)
表計算フォーマット	PDF/A-1 (ISO19005-1)
プレゼンテーション・フォーマット	PDF/A-1 (ISO19005-1)
画像フォーマット	JPEG 2000 (ISO/IEC15444)
音声フォーマット	—
動画フォーマット	—

文書等の受入れ等に対応したところである。

2. 電子公文書等の移管・保存・利用のためのシステム

電子公文書等の移管・保存・利用のためのシステムの検討については、これまで様々な取り組みがなされた。内閣府では平成17年度から平成20年度までの間、電子公文書等に関する実証的検証を含む多岐にわたる検討が行われた²。また、国立公文書館では平成17年度に電子媒体の公文書等の移管・保存・利用に関する調査研究を実施している³。当館におけるシステム化に当たっては、前述の方針だけでなく、これらの検討結果も参考にし、システムに関する基本的な考え方をまとめ、電子公文書等システムの仕様等の検討を進めてきたところである（図1）。

電子文書の長期保存に関する重要な要件に見読性の保証がある。電子公文書等システムでは、PDF/A（ISO19005-1）等の国際標準を長期保存フォーマットとし、移管された電子公文書等を当該フォーマットへ変換、保存し、メタデータを適切に付与することにより、受入れ時において、将来に向けた見読性を担保することとしている。

また、電子公文書等の安全性を担保するため、受入対象のデータを検疫（ウイルスチェック）している。このほか、遠隔地のつくば分館でも長期保存の対象となるデータ（以下「長期保存データ」という。）をバックアップ保存するなど、電子公文書等を長期保存するため様々な工夫をしている。

こうした電子公文書等の利用については、国立公文書館デジタルアーカイブを通じて、紙媒体による特定歴史公文書等とともに、広く利用できる仕組みとしている。

3. 電子公文書等の類型

電子公文書等システムでは、内閣府の調査検討結果を踏まえ、電子公文書等の種類及び保存方法、利用方法の別により、図2に示す類型で対応することとしている。

「標準的フォーマット」とは、広く利用されている文書作成や表計算等のソフトウェアで作成されたファイル形式を指し、「標準的媒体」とは、広く利用されているCD-RやDVD-R、ハードディスクなどの記憶媒体を指す。電子公文書等システムは、上記類型の1番による電子公文書等（標準的フォーマットで構成され、標準的媒体により移管された電子公文書等）への対応を基本として、構築したところである。これらの類型とファイル形式等との関係を図3にまとめる。

4. 電子公文書等の移管・保存・利用システムの構成及び処理の流れ

電子公文書等システムの概念図を図4に示す。各府省からの電子公文書は①可搬媒体等により移管され、②受入システムでシステムに格納（媒体変換）後、コンピュータウイルスについて検疫を行う。その後、長期保存のための作業として、③フォーマット変換、④メタデータ付与・編集を行

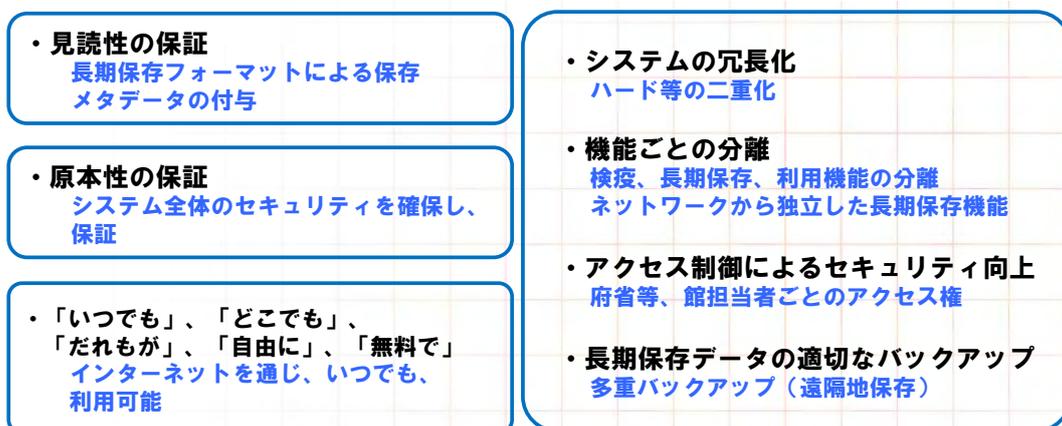


図1 システム化に当たっての基本的な考え方⁴

う。なお、これらの作業にかかる記録とデータについて、⑤運用管理システムで管理される。当該作業の終了後、⑥長期保存システムにおいて、長期保存データが保存される。長期保存データは、⑦遠隔地バックアップにより、つくば分館にも保存される。保存された電子公文書等の利用については、移管元機関等に対しては、⑧行政利用シ

テムにより霞が関WANを通じて利用に供される。一般の利用に対しては、必要に応じて⑨審査マスキングシステムによるマスキング処理を経て、⑩一般利用連携システムにより、国立公文書館デジタルアーカイブを通じて利用に供される(図5)。

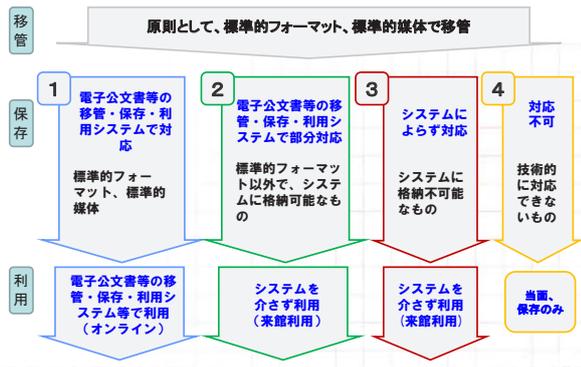


図2 電子公文書等の類型⁵

種類	標準的フォーマット	長期保存フォーマット	デジタルアーカイブ用フォーマット
文書作成	OASYS 一部 8-12 Word 97-2003 Word 2007	PDF PDF/A OpenOffice Writer	PDF/A
表計算	Excel 97-2003 Excel 2007	OpenOffice Calc	PDF/A
プレゼンテーション	PowerPoint 97-2003 PowerPoint 2007	OpenOffice Impress	PDF/A
画像	JPEG JPEG 2000 GIF	TIFF BMP	JPEG2000 (lossless) JPEG2000 (lossy) PDF (JPEG2000)
音声	WAVE MP3	WMA	MP3(ビットレート 256kpbs以上) MP3(ビットレート 256kpbs以上)
映像	QuickTime Windows Media	RealPlayer MPEG	MPEG-2 MPEG-2

標準的媒体: CD-R, DVD-R, HDD, FD

図3 類型とファイル形式等の関係⁶

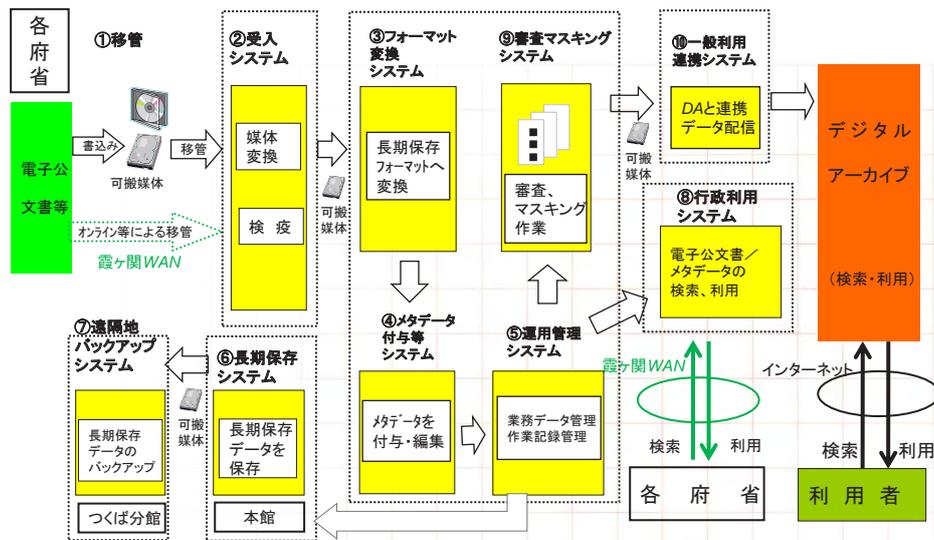


図4 電子公文書等システムの概念図⁷

検索結果一覧

電子公文書等の表示



図5 国立公文書館デジタルアーカイブからの電子公文書等の閲覧

おわりに

以上、電子公文書等の移管・保存・利用システムについて述べてきたところであるが、平成23年度より電子公文書等の受入れを開始、保存し、平成24年度からはこれら電子公文書等の利用にも対

応していくこととなる。

今後、電子公文書等の長期保存及び利用については、本システムの的確な運用を図るとともに外国における事例研究等を踏まえ、適切に対応したいと考えている。

¹ 出典：「電子公文書等の移管・保存・利用の具体的方法に係る方針」

(平成22年3月26日内閣府大臣官房公文書管理課)

² 「平成20年度電子公文書等の管理・移管・保存・利用システムに関する調査報告書」

(平成21年3月内閣府)

³ 「電子媒体による公文書等の適切な移管・保存・利用に向けて－調査研究報告書－」

(平成18年3月独立行政法人国立公文書館)

⁴ 出典：2011年9月8日開催公文書管理委員会（第10回）配布資料、資料6「電子公文書等の移管・保存・利用システムについて」（平成23年9月8日独立行政法人国立公文書館） p.2

(内閣府ホームページ参照、平成24年4月10日)

<http://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2011/20110908haifu.html>

⁵ 出典：2011年9月8日開催公文書管理委員会（第10回）配布資料、資料6「電子公文書等の移管・保存・利用システムについて」（平成23年9月8日独立行政法人国立公文書館） p.3

⁶ 出典：2011年9月8日開催公文書管理委員会（第10回）配布資料、資料6「電子公文書等の移管・保存・利用システムについて」（平成23年9月8日独立行政法人国立公文書館） p.4

⁷ 出典：2011年9月8日開催公文書管理委員会（第10回）配布資料、資料6「電子公文書等の移管・保存・利用システムについて」（平成23年9月8日独立行政法人国立公文書館） p.6